

## 勤務条件等について

### ■ 臨時的任用職員

#### 1 任用期間

正規職員の休暇等の事由により異なります。

(例) 正規職員が出産に伴い、産前・産後の特別休暇を取得する場合、当該休暇の期間 (約 16 週間)

#### 2 勤務時間・休暇等

- イ 勤務時間 正規職員と同じです。(1週間当たり38時間45分)
- ロ 週休日及び休日 日曜日及び土曜日並びに祝日及び年末年始  
(12月29日から翌年の1月3日まで)
- ハ 年次有給休暇 任用期間の月数に応じて付与されます。  
(例) 4ヶ月任用される場合、「7日」付与
- ニ 病気休暇 正規職員と同じです。  
(例) 私傷病により療養を要する場合 引き続き90日以内で必要と認められる期間
- ホ 特別休暇 正規職員と同じです。  
(例) 職員の親族が死亡した場合等

#### 3 給与

- イ 給料 正規職員に準じて支給します。  
(例) 高卒の者が実習助手又は寄宿舎指導員に任用の場合  
教育職給料表 (一) 1級5号俸 (167,000円)
- ロ 各種手当 正規職員と同じです。  
(例) 通勤手当, 住居手当, 扶養手当, 教職調整額等

#### 4 服務及び懲戒

正規職員の例によります。

#### 5 健康保険等の加入

地方公務員共済組合法に基づき、「公立学校共済組合」の被保険者となります。

※要綱, 取扱要領等の改正により, 勤務条件が変更となることもあります。